

## 市民税・県民税課税証明書の添付について

保険種別	令和3年度（令和2年分）市民税・県民税課税証明書の提出の要否	取得場所その他
静岡市国民健康保険	<p>原則不要</p> <p>ただし、患児と同じ健康保険に加入している方（義務教育者を除く。）の中で市民税未申告の方がいらっしゃる場合は、市民税の申告をしていただき、受付書の写しを提出してください。</p>	<p>市民税の申告は、静岡庁舎内市民税課又は清水庁舎内清水市税事務所（駿河区役所では行っていません。）</p>
国民健康保険組合	<p>必要</p> <p>患児と同じ健康保険に加入する組合員全員分（義務教育者を除く。）</p>	<p>各区市税事務所 各市民サービスコーナー</p>
上記以外	<p>原則不要</p> <p>ただし、市民税・県民税非課税の場合は提出必要（※） 【患児の加入する健康保険の被保険者分の証明書】</p>	<p>令和3年1月1日現在の住所地で取得してください。</p>

※ 市民税・県民税非課税の場合は、支給認定保護者の「特別児童扶養手当」「遺族年金」等の非課税収入がわかる書類を併せて提出してください。